

ハンセン病問題に関する事実検証調査事業 第11回検討会

平成15年7月14日(月)

【事務局(加納)】 それでは、定刻をおくれまして申しわけございません。ただいまから第11回ハンセン病問題検討会を始めさせていただきます。

それでは、進行については、井上委員長にお願いしたいと思います。

【井上委員長】 第11回の検討会ということで、お忙しいところ、皆さん、お集まりいただきありがとうございます。議事ということで、ここに掲げさせていただいています。それから、資料も、これだけのもの、後でまた追加資料もありますけれども、これで進めさせていただきます。

それから、全体の流れでは、ご案内しましたように、1時から3時までを検討会ということをお願いしてあります。その後、各、それぞれ担当の課題についてご議論いただくということで、グループ会議をするということで3時から5時までお願いしてありましたが、欠席の方もかなり多いものですから、うまくグループが構成できるかどうかという問題もありますので、その辺の運営は後でまたご相談してやらせていただきたいと思います。

ということで、最初に、検討会の運営について、1つはご報告、お諮りをしたいということです。この中で、1つ皆さんもご心配の点もいろいろおありでしょうが、予算の問題等ありますので、これをきょうご確認をいただいて、今年度の活動のベースになりますので、そこから出発していただきたいということで、事務局からまず報告してもらいます。

【事務局(加納)】 事務局から若干ご説明させていただきます。平成15年度の検討会の委員の先生方への研究費についての配分なんですけれども、当初の予算ですと、10万程度しか予定できない状態でした。ただ、その後、検証会議の旅費等からも若干余裕が出ている部分もございますので、そういったことを考慮いたしまして、適宜、増額をするように現在検討中です。が、はっきりとした数字はまだお伝えできませんので、申しわけないんですが、多少お時間をいただきたいと思います。

また、平成16年度につきましては、財団から厚生労働省に対して平成16年度の予算要望ということで、各委員の先生方には各100万円程度の予算がとれるようにということで、今、要請をしておりますので、来年度についてはそういった状況になっております。

【井上委員長】 ということで、非常に厳しい予算の中で、ご存じのように、初年度5、

000万円ということでした。今年度3,000万円ということなので、その範囲でお願いをせざるを得ないということで、非常に厳しい。これだけの重大な仕事をお願いするには非常に心苦しいわけですが、何とかそこでやっていただきたいと。まあ、何とか増額についても、努力はしていますので、よろしくをお願いします。

【佐藤委員】　ちょっとよろしいでしょうか。事業のあり方を少し理解するために、お尋ねをしたいと思うんですが、予算の決め方について少しコメントをいただければと思うんですが、決め方と申しますのは、総額がどこで決められるかということと、それから、検証会議、検討会への予算の振り分け、それから、検討会への事業の中での予算の分配について、どのように、今、決めているのかというプロセスについて少しコメントをいただけますか。

【事務局（加納）】　検証会議の予算についてですが、初年度5,000万、そして、次年度3,000万というのが基本的には検証会議発足以前に既に、国の予算のほうですので、決まってきておりまして、平成16年度につきましては、現在要望を出しているところということになります。内部の分担につきましては、平成14年度、そして平成15年度、それぞれ経理計画書を財団のほうで出しておりまして、それに基本的には基づいた形で執行をするということになっております。

【佐藤委員】　形式的なことをお尋ねしているわけではなくて、そうしますと、事業計画として、財団のほうで、検証会議、検討会での予算配分、それから、検討活動としての事業配分、予算配分を決定しているというふうに理解してよろしいでしょうか。実質的な決定ということで。

【事務局（加納）】　実質的な決定につきましては、検証会議、または検証会議の準備会で決定をしていっております。

【佐藤委員】　ああ、そうですか。その議事録が私ども検討会の委員のところには出てこないものですから、どのように決められて、どういうディスカッションがあって、例えば、予算というのは、年度あるいは時期に応じてどこに重点配分を置いて、それで、何カ月、何年にわたるものであれば、今年度、来年度どのようにそれを進めるかという時間的な、あるいは事業内での割り振りに応じた配分がおそらくされるのが一般的かと思うんですが、その辺の考え方について、検討会あるいは検証会議の議事録を見ましても、どうもうまく理解できない点があるものですから、こういった質問をさせていただいたということですが。

【事務局(加納)】 準備会につきましては、決定事項等をこちらのほうでメモ等ございますので、そちらはご請求ございましたら、開示いたしますので。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

【井上委員長】 ちょっと補足しますけれども、準備会は、あくまで準備会でありまして、そこで議論して決定をするという性格ではありません。それをさらに検証会議の場で議論をして、決定をするという手続になっています。それから、実質的なということ言われますと、検証会議の中の座長、副座長、検討会の委員長も加わって、その準備会で議論して、そして、検証会議でオーソライズするという、こういうことですが、ただ、正直申し上げて、3,000万というこの予算でいうと、事務的経費等々やっていくと、実際に配分できるような額がなかなかないというのが今のところ率直なところで、配分について議論するようなレベルではないということだけ。あまり議論できないような額だということですね。だから、それでいいと言っているわけではありませんよ。だから、結果については、今言いましたように、検証会議の議事録は皆さんのところにいっていますよね。検証会議の準備会、メモもありますから、それは必要に応じてお出しするというので。

【佐藤委員】 一言だけ誤解がないように申し上げたいと思いますが、研究費や事業費の多寡を問題にしているわけではなくて、全体のめり張りといいますか、最終的にどういったものを目指すのかという議論が検討会、検証会議の中であまり意見交換というか、共通の理解があるのか、ないのかということに少し疑問を感じるものですから、その現実的なあらわれとして予算ということを申し上げたまでで、その点をご理解いただければありがたいと思いますが。

【井上委員長】 ありがとうございます。そのめり張りの点については、次の議題でもまた議論していただきたいと思います。

それから、では、運営についてということで、今のことはご報告であります。それで、もう一つご報告で、資料の「資料開示請求書」ということで、これは既に皆さんのお手元にお送りして、この形式で資料については開示請求をしていただきたいということをお願いしてあるわけでありまして。最後に、検証会議からの協力をお願いということで、その文書もついていきますので、厚生労働省健康局長あてにも出しているということで、これはご報告と確認ということですね。既に、これで開示請求していただいている方もいらっしゃるの、これは事務的に処理しているところですね。ということです。これはご確認ということになります。

それから、次に、「情報の利用について」ということで、検証会議で決定されたものを、これは、前回の検証会議、光明園での検証会議で決定された事項です。6月26日です。情報の利用について、厳密に規定をしていったほうがいいたろうということです。それで、こういう規定、これは前に検討会でも議論していただいています、それを改定する。1点だけです。調査補助者という、新しく調査に協力いただく補助者ですね。テープ起こしやら資料整理やらということですが、そういう人に協力していただくために、位置づけましたので、それに伴って、情報の利用についてもきちっとしていただきたいということでもあります。

これが第1点ですが、逆に見ていただいたほうがよかったかな。資料の をごらんいただいて、「研究協力体制について」ということで、これも、前、決めていただいた、文書には「提案」とありますが、これは決定された事項であります。検討会委員の増員、検討会研究協力者の委嘱ということ、検討会研究協力者の位置づけもしました。それから、検討会委員の皆さんが協力者を依頼する場合、その委嘱の仕方についても規定をしました。

さらに、実態調査を準備を進めてきました中で、調査について、具体的に聞き取りに行っていていただく調査員、それから、先ほどの調査補助者という、この2つのいわば協力者の類型が必要になりましたので、それを追加して、お認めいただいたということになります。先ほど言いました6月26日の検証会議でこれを承認していただいています。第1点は、前のものと、検討会委員の協力者の委嘱については、検証会議の委嘱ということになっていましたが、実務的にこれは法務研究財団が委嘱をするという手続以外にないということでしたので、それにあわせて法務研究財団が委嘱するというふうに変更するということです。

それから、もう1点は、今言いました調査員、調査補助者の位置づけを明確にし、手続も明確にするということでもあります。被害実態調査班の行う被害実態調査に当たって必要な場合、調査員を置き、調査補助者を置けるということですね。それで、手続は、ここにありますように、実態調査班から提供して、検討会で承認し、それから、報告を検証会議にして、そこで承認していただいて、これをまた法務研究財団が委嘱をするということです。現実には、この検証会議でこういう決定を経まして、調査員の方たちには後でご報告しますが、説明会もし、そこで委嘱をし、誓約書も提出していただくという、こういう手続を踏んでやっています。ですから、この と 、あわせて、検証会議で承認されたということで、ご報告をさせていただきます。

この点、よろしいでしょうか。ですから、あと、手続的には、皆さんが、この手続にのってやっていただきたいということです。

それから、検証会議、それから検討会のスケジュールということで、最初に確認をさせていただいて、資料の をごらんいただきたいと思います。とりわけ、予算の関係等もありまして、なかなか厳しい状況で、できるだけ会議を絞っていかなければなりませんので、一応、こういう大きな流れを提起させていただきます。ただ、変更もあり得るということでご了承いただきたいんですが、とりわけ大きな点は、9月に12回の会議を、検証会議と合同で開かせていただきたいということです。日程では、9月17日ですね。ここに設定をするということで、今のところ進めています。

それから、これは、先ほど佐藤さんからもありましたが、なかなか中身に入る議論がいつもできませんで、検討の中身等、議論ができないところがありますので、なるべくこれからそういう議論をこの検討会でもしていきたいと思いますが。9月に一応、合同会議ということで、検証会議からは、検討会のいわば今までの検討経過の経過報告をしてもらいたい。それから、検証会議としての検討会の課題の取り組みについて、いろいろ意見を言いたい。それから、意見交流をしたい、そういうご意見も出ています。これは、後で議論していただく検討会の起草委員会の問題にもかかわりますが、そういう流れになりますので、9月は中身はそういう形で運営させていただきたいと。

それから、10月には、13回会議を開くというように、2カ月に1回程度開いて、ただ、年度末には、2月、3月、開かざるを得ないかなということです。

ということで、検討会の運営自体、基本的には、できるだけ検討会として皆さん議論をしていただきたいのですが、基本的にはそれぞれの委員の皆さんの検討、調査研究がベースになるということですので、そのあたりもよろしくお願ひしたいと思いますが。

この運営について、ご意見等いただければと思います。よろしいですか。

では、次に移らせていただいて。運営について、そのほか何か。この際、ご注文等おありでしたら。

やっぱり運営についてちょっと申し上げておきたいのは、実は、議論を十分にしたい。他方で、会議費、予算が限られていて、回数を開けないということで、例えば合宿をして、じっくり議論をする。あるいは、時間も午前、午後、場合によっては夜まで使って、回数は減らして、討議する時間を増やしたいということもいろいろ検討はしているのですが、事務局体制等の問題もありまして、なかなか思うようにいきません。きょうも午前中、調

查班の会議があり、昼休みに運営委員会を開き、午後検討会という、こういうことでして、なかなかスケジュールも詰まっています。それこそ、何とかならないかなと一番思っているんですが、なかなか皆さんに十分に議論していただけないので、申しわけないとは思っています。

【酒井委員】 これまでも検討会がありましたけれども、いつも、議題が並べられて、その説明で終わってしまって、現実にはその内容に入るとのこと、あらかじめ相当準備しないとできないんじゃないかと思えますし、ここの検討会で、何らかの結論を持っていくというのは極めて難しい、検討することによって持っていくというのは、今までの経験からいって難しいんじゃないかと。そうすると、この会議の性格そのものがどういうものを、ただ、事務連絡をするのか、それとも、あるいは、ひざを交えて練る会議ということであれば、多数の傍聴者がいるところでやるとなると、相当の準備の配慮がいるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたり、どういうふうにお考えになっていらっしゃるんですか。

【井上委員長】 こう言っただけですが、運営委員のお1人なので、むしろ酒井さんにそれは考えていただきたいと思えますけど。ただ、これは、ずっと議論してきましたし、今も申し上げましたけど、この会は、事務的な処理だけする会ではなくて、むしろ、調査研究をするのが検討会の仕事ですから、皆さんそれぞれの立場で研究調査されてきたものをここで議論をして、検討会としてまとめていくと。これがその方向としてあるべき姿だと私は思います。ただ、現実には、先ほど申し上げたように、なかなかそれがうまくいかないで、さて、これからどうしようかと。で、皆さんにぜひご意見を伺いたいということです。

【酒井委員】 例えば、前回の前年度の報告で、かなり具体的に先生なんかには報告が出ていますね。そういうものに対して、それを積み重ねていくような検討をするのか、あるいはあるテーマ、次回は何をするというような形が決まって、そここのところに対する準備をしていくのか。そうしないと、いきなり出されても、ここの検討というのは、ほんとうに行き当たりばったりの話になってしまうんじゃないかなと思えますけど。検討会の責任ある検討してこなかったために、運営委員会の責任ある運営委員会をやってこなかったために、ここでこんなことを申し上げて、すみませんが、今、そういうことが話題になったので申し上げました。

【井上委員長】 この際、どうぞ、いろいろご意見おありでしょうから。

【佐藤委員】 私は運営委員ではありませんので、検討会の委員として発言をさせていただきますが、例えば実態を調査するという事で、調査班を組織されて、これからすぐ始めると。それは大変結構なことだと思いますし、その意義を否定するつもりは全くございませんが、例えば、昨年12月9日付の検証事業における検討課題という文書を見ますと、1つは施策の全体像、政策を明らかにするということと、それから、2番目に被害実態の全体像を明らかにするというのが例えば重点として置かれているわけですね。そうしますと、調査というものは、その性格上、それに100%資源を投入することもできますし、それだけで完了することもおそらくできると思うんですが、実態、過去の事実を、それが現実的にどこまで可能かは別にして、つまびらかにしようとする努力に今は注力をしているように見えるんですが、それを全体の中でどう位置づけるかという議論はこれまで一度もなされていないかのように私は理解をしているんですが、それは運営委員の方々の間では、どのような意見が交わされたのか、その点をお聞かせいただければありがたいと思いますが。

【井上委員長】 それは、どういうことですか。運営委員会の中で議論がされているかどうかということですか。

【佐藤委員】 こういった場で意見を尋ねることになりますと、言葉を選ぶ必要があって、私も躊躇するんですが、学術的背景が異なった方々がたくさん集まっておられて、方法もおそらく異なるでしょうし、その時々によって持っておられる作業仮説もおそらく違うと思うんです。作業仮説についての意見交換がないためかもしれませんが、例えばこうした調査をして、その結果、将来につなげる何を導こうとしているのかという視点が、これまでの会議、ディスカッションの中でどうも明確に見えてこない。その落としどころとありますが、この会全体としてこういったものをつくるかというところから、おそらく振り返って、その見地から全体を割り振るといった視点が必要であろうと僭越ながら思うわけですが、運営委員の方々、あるいは検証会議の方々のご議論の中で、会のあり方と、具体的に言いますと、今、私が例として挙げましたのは、会全体の事業と、何と言いましたか、調査班の研究ですか、事業ですね、それは予算の非常に大きな部分を占めるかと思しますので、その点についてこういった考えが出されたのかということをおし説明いただけますでしょうか。

【井上委員長】 運営委員会はなかなか思うように開けていませんので、そこで詰めた議論をしているわけではありません。ですが、一応それぞれご報告、メール、あるいは集

まったところでは、やっているという報告はしていますが、それ以上に、例えば被害実態調査の概要という文書は読んでいただいているでしょうか。これは、検討会被害実態調査要領という、今年の2月26日の検証会議で確認していただいた。それは、ハンセン病問題検証会議の検討経過報告書に掲載されています。これは、もちろん検討会の場でも皆さんにもお諮りもしています。ここに、今、言われたような調査の位置づけ、それから、一定の方向というものもこの要領の中で書かれていますし、それをどう具体化したかということは、概要で説明をしています。

それから、皆さんに、前も、調査票、ご意見もいただいて、それから、今回も直前にマニュアルと調査票をお送りして、これはちょっと直前過ぎたと思いますが、ご意見をいただくようにしている。

それで、ただ、この実態調査をこれからの報告書にどのように位置づけて、どういう比重をそこに置いてやっていくかというのはこれからの議論だと思うんですね。ですから、そういう意味では、これをまた改めてごらんいただきたいということと、それから、実態調査の進行状況等については、この後、松原委員から報告してもらいますので、そこで改めてもう一度、もしご意見、ご議論等ありましたら、出していただければと思いますけど。よろしいですか。

【佐藤委員】 ありがとうございます。例えばこの調査票、調査と呼ぶんでしょうか、ちょっと、私、正式な名称の呼び方が、被害実態調査という名前でもよろしいでしょうか。被害実態調査というのは、対象が療養所に入っておられる方々で、政策的に見れば、おそらく作用が最終的に及ぼされた方々についての調査であると。そうすると、政策主体、そういう言葉もおそらく厳密に定義する必要があるでしょうが、政策の策定過程に目を向けた、例えばそれは、個人に目を向ける研究の方法もあれば、あるいは、インスティテューショナル、その組織であり、あるいは法体系であり、というところから、法のあり方であったり、あるいは制度の運用の仕方であったりというふうな、いろいろな視点があるのだろうと想像するわけですが、そういった意見交換がこれまであまりなされておらず、全体の中でそれぞれをどう位置づけるかという方法や仮説についての意見の議論の実体がなかったものですから、その点について、少し皆さんの注意を向けていただければという希望で、こういったことを申し上げた次第です。

【井上委員長】 ということもありまして、前回も、グループ会議を考えたんですが、欠席された方が多くてなかなかうまくいかなかった。きょう、先ほど申し上げましたよう

に、この後に議論をしていただきたいと。特に政策制度、その担当、佐藤さんもそのお1人だと思しますので、そこの辺の議論はしていただきたいと思いますが。ただ、繰り返して申し上げているけれども、今まで不十分だったし、しかし、これからやっていかなければならないというご指摘だと思いますので、そのように運営はしていきたいと思ひます。よろしいですか。

では、それで、2番目の点、検討会の起草委員あるいは起草委員会、名前はまだ決まていませんが、これについてきょうはご意見をいただき、決定していただきたいということです。

経過だけ申し上げますと、既に昨年から検討会に起草委員、あるいは起草委員会を置いて報告についての準備をしていかなければならぬだろうということで、提起はさせていただきます。置くということについては、ご了解いただいていると思ひますので、改めてきょうご確認いただきたいということですが、さらに、委員のメンバーについても、ご確認いただきたいと思ひます。

さらに、そういう中で、検証会議において、この間、何度か議論を重ねてきて、検証会議に起草委員会を置くということが、先ほど言いました5月26日の検証会議で決定されました。責任者を内田委員に務めていただて行うということになりました。

その中でも議論が出ましたが、検証会議に起草委員会が置かれると。そうすると、検討会とのキャッチボールをしながら作業を進めていくということになると思ひますが、その際に、検討会の中で中心的に起草していくという、そういう組織も必要だろうということで、問題提起もされました。それを受けてということもありますので、きょう、そのご議論をいただきたいということです。

最初に、若干の経過と中身についてお願いしたいんですが、「検証会議起草委員会にかかると議事録メモ」ということで、6枚目に資料も入れてありますので、これをごらんになりながら、内田委員からご説明いただきたいと思ひます。

【内田委員】 それでは、資料に基づきまして、少しご説明申し上げたいと思ひます。最終報告書の作成という非常に大きな宿題が残っておりますけれども、この宿題に向けて検証会議のほうでも、それにかかわる何らかの受け皿的なものをつくる必要があるのかなと考えまして、それにつきまして、検討会の先生方のご意見も聞かせていただく必要があるということで、たしか前回、検討会で先生方のご意見を聞かせていただきましたところ、結構であるというご意見をいただきましたので、検証会議のほうで少し議論を重ねたとい

うことでございます。

4月17日の第9回検証会議で、報告書にかかわる受け皿となるような、仮称でございますが、起草委員会を立ち上げてはどうかというふうなことで、少し諮らせていただきました。異論がなく結構であるということでございましたので、さらに検討を重ねまして、6月26日の検証会議におきまして、起草委員会を設置すると。それから、起草委員会の今後の作業の進め方についてご提案をさせていただきました。この起草委員会は、最終報告書の内容、方式について、検証会議としても議論をする場を確保すると。検討会でも、当然、最終報告書に向けて、しかるべき委員会を立ち上げられるということであろうということで、その委員会との間でキャッチボールを図らせていただきたいと。国民から付託されたこの検証会議の責務を果たしていきたいということでございます。

とりあえずの作業の進め方といたしましては、2002年度の報告書が出ておりますので、これを出発点にしながら議論を重ねていきたいということでございます。

また、必要に応じまして、検討会の委員の先生方に検証会議の起草委員会にもご出席たまわりまして、いろいろとご意見をちょうだいしたいということでございます。

それを踏まえながら、最終報告書の内容、形式についても、もう少し詰めていきたいと。そして、検討会の委員会、しかるべき委員会に対して要望を出したり、あるいは、検討会のほうからいろいろと要望を出していただきたいということでございます。そして、最終報告書のほうに何とか結びつけていきたいと。

先ほど、佐藤先生が問題提起されました被害実態調査のことについても、それをどういう形で最終報告に織り込んでいくのかということについても、キャッチボールを重ねさせていただきたいと考えております。

6月4日に第1回の起草委員会を開催させていただきまして、検証会議の委員の方からいろいろな意見を聞いたということでございます。

今後、議論を重ねていきたいと思っております。

決定事項でございますが、起草委員会という名称を正式に採用させていただくということ。この起草委員会のまとめ役を私が務めさせていただく。起草委員会の構成員、会議の持ち方につきましては、そこに記載のとおりということでございまして、今後とも検討会の先生方と十分に意思疎通を図らせていただきたいと考えています。以上でございます。

【井上委員長】 ありがとうございます。まず経過について、いかがでしょうか。こういう形で検証会議に起草委員会が設置された。それから、簡単に言えば、検討会と協

力しながら、最終報告書に向けて議論を重ねていくということです。ご意見、いかがでしょう。

【宇佐美委員】 了解します。

【井上委員長】 まあ、了解していただくしかないんですが、これは既に決まったことなんです。でも、もうちょっと、どんな組織で、どういうふうにするのかとか、組織はともかく、検証会議と検討会の関係というのがやはり1つ問題になりますから、そのあたりは。

よろしいですか。

では、こういう提起を受けまして、検討会に起草委員会、検討会起草委員会、何か組織がたくさんできてややこしくしょうがないんですが、それでも、こういう名前で委員会を設置するという。これは、いかがでしょう。よろしいですか。

では、そういうことで。名前も検討会起草委員会、これでよろしいでしょうか。

では、そういうふうにさせていただきます。

それで、委員会のメンバーなんですが、これはご意見いただきたいと思います。検証会議では、検証会議委員全員が起草委員であると。それに検討会委員長としての私に加わるということで。実際の運営は、準備会出席委員で議論をしていくということですね。なかなか全員お集まり、難しいということもありますのでということですが。この検討会の起草委員会では、どうでしょう。何かご意見あればですが、こちらから提案をさせていただいてよろしいでしょうか。

では、具体的に提案させていただきます。

今までの経過も踏まえまして、この検討会の起草委員会では、運営委員を核にして構成したらいかがかということです。現在の運営委員の一覧表を資料7におつけしました。もう改めて申し上げるまでもないと思いますが、私と和泉眞藏委員、酒井シヅ委員、並里まさ子委員、藤野豊委員ということで。ただ、この運営委員に限らず、皆さんの中から起草委員会に加わりたい、あるいは加わってやってもよろしいと、積極的にご発言あれば、もちろん加わっていただいて、起草委員会を構成したいと思いますが、いかがでしょうか。

【宇佐美委員】 委員長にお任せします。

【井上委員長】 実態調査班は、どなたかに加わっていただいたほうがいいかなとも思うんですが、どうですか。

【酒井委員】 一応、基本的には、検証会議のほうは、起草委員が検証会議委員全員と

なっていますね。当然、検討会でも全員であるけれども、その中から、全員ということも前提としてはいかがでしょうか。

【井上委員長】 まあ、全員起草委員と言えばいいのですけどね。まあ、検討会起草委員会は、取りまとめ役だと、そういう位置づけでいいですと、全員がというふうにしなくてもいいのではないかと思います。当然に検討会委員としては、ベースですから、組織が.....。

【酒井委員】 ただ、会議の持ち方は、この場合ですと、準備会というものが持つということになっていますね。それと同じような形で検討会もそれに相当する会をつくってはいかがでしょうか。

【井上委員長】 それに相当する会が検討会起草委員会だと私は思うのですけれども。検証会議には準備会というのがありますね。

【酒井委員】 ええ。それですから、検証会議は検証起草委員というのは全員がなって、そして、実際、会議を持つときには、検証会議準備会を利用するということになっていますね。というのは、いろいろな意味で、検討会の起草委員というふうに、限りある人数に限りますと、漏れますね、いろいろな意味で。実際に検討がうまくスムーズに進んでいれば何でもないので。そういう意味で、一応検討会の委員が全員起草委員に入っ、そして、実際の運営は運営委員会を中心にして、何人かそれに加わってもらってやるという準備会的なものをつくってはいかがですか。

【井上委員長】 というご意見ですが、どうでしょう。いかがでしょうか。藤野さん、いかがですか。

【藤野委員】 どっちでもいいかなと思って。要するに、起草委員というのは、皆さんが書いた原案をまとめて一本の報告書につくるという作業でしょう。だから、原稿を書くのは全員ですよ。それを一本の報告書にまとめていくという作業を行うというのが起草委員だと思うので、全員がもちろん報告書のために研究成果をまとめていただくことは、委員の方全員やるわけですからね。そういう意味では、皆さんが参加されるだろうし、その中で、それを1つの報告書にまとめるという作業を起草委員が行うわけだから、別に、全員が委員にならなくても、起草委員はまとめ役という意味で少人数でいいんじゃないですか。そのかわり、全員が原稿を書くわけだから、決して起草委員だけが、4人か5人だけで報告書をまとめるわけじゃありませんから、全く問題ないんじゃないかと思います。

【酒井委員】 確かにそのとおりなんですけれども、一応、バランスを考えて、検証会

議との対応ということで、それを申し上げたわけです。

それから、また、起草委員ということで今、数人でまとめるからいいんじゃないかと。これはかなり人選を必要とするんじゃないかと思ひまして、それで運営委員というだけではなくて、もう少し、ある程度幅を広げていただきたいと。

【井上委員長】 ほかにいかがでしょうか。藤野さん、途中で退席されるので、ぜひ意見を言っていたきたいと思ひます。

【藤野委員】 今の酒井さんのご意見を聞けば、先ほど井上委員長がおっしゃった、起草委員は運営委員プラスあと何人かの方、ぜひどうぞというのでいいんじゃないですか。今この場でもしおられたら、ぜひ立候補していただきたいと思ひ、それでいいんじゃないでしょうか。委員長の提案どおりで問題ないと思ひます。

【井上委員長】 どうですか。

【訓覇委員】 今、藤野先生が言われたように、基本的に、この検討会というのは、報告書をつくっていく、書いていくことが仕事ですから、そうやって出てきたものをどういうふうにするのかというので、当然、もう一つのプロセスがあるので、当然そのことをする人たちが、決めるべきだと思ひますし、そのことを決めるときに、できるだけ、今、酒井先生が言われたように、まとめていくに当たって、いろんなところの視点を吸収してまとめられるような、そういうことをどういうふうにするのか、問題はそこだけでないのかなと思ひますので、委員長の提案が非常によくわかると思ひます。

【井上委員長】 趣旨はあまり違わないと思ひますので、検証会議が全員をとということ、数が、検証会議は14名でしたっけ。ですよね。こちらは18名という。まあ、変わらないという見方もありますけど。なので、おっしゃる趣旨はよくわかります。起草委員会だけ独走して、自分たちでまとめてやってしまうようなことになったらまずいいんじゃないかと。そういうご懸念でしょうが、まあ、キャッチボールをしながらは当然ですし、先ほど藤野さんが言われたように、検討会のほうは、委員全員が起草すると、これは大前提なものですから。検証会議のほうは、委員のそれぞれの方が何か書くということではありませぬので。ちょっと性格が違うかなと思ひまして、ご提案したわけです。

では、ご意見いただいて、よろしいでしょうか。運営委員を核にして、起草委員会を構成するというので、今月いっぱい自分で参加していただける方は言っていたら、そこで運営委員会として確定したいと思ひますが。

【酒井委員】 すいません。その委員の選び方なんですけれども、なかなか日本人の習慣として、そういうものから逃げようというようなところがありますから、ある意味では、こういう分野でこの方、こういう方という形で、委員長から……。

【井上委員長】 願います。

【酒井委員】 はい。お願いしていただいたほうがよろしいかと思います。

【井上委員長】 ああ、そうですか。では、バランスを考えて。では、24日に検証会議の準備会がありますので、そこにお諮りしたいと思いますけれども、お諮りというか、1回、準備会に提案して、最終的には、9月の検証会議でオーソライズしていただくということになりますけれども。そうしたら、きょう、ここでご提案したほうがいいですか。そうすると、まず、ご自分で参加して、積極的にという方がいたら、お願いしたいんですが。

【宇佐美委員】 任せます。

【井上委員長】 任せられても困るな。役を押しつけたと恨まれちゃいけませんかね。

では、バランス等を考えさせていただいて、24日までに決めて、願いますというのでよろしいですか。

では、そうさせていただきます。ありがとうございます。

では、引き続いて、被害実態調査について、一体何をやっているんだという声もありませんから。

松原さん、調査班事務局としてご報告いただきたいと思います。

【松原委員】 事務局から進行状況についてご報告いたします。

被害実態調査については、先ほど佐藤先生からのご指摘もあり、少し話題になりましたけれども、前年度の報告書に報告したとおりの要領に基づいて進行しております。そして、大体、7月中旬から各園で調査を始めるという予定でありましたけれども、中旬から始める園が1つあるのと、あと、大体7月下旬か8月上旬から一斉に始まるということでございます。

それで、このたびの調査は、一応、とりあえず国立13園の在園の皆さん。それから、後で、私立の園の皆さん、そして、退所者、非入所者及び家族の皆さんというのを念頭に置いておりますけれども、とりあえず、国立13園の在園の皆さんにインタビューにご協力いただく、そういう呼びかけをいたしまして、各園自治会のご協力のもとに、それぞれ、協力者名簿ができつつあるという状態でございます。

それで、そのような大規模な調査ですので、調査員として、社專協の、ソーシャルワーカーの団体の皆様のご協力を得て実施することになっているわけですが、その調査員名簿に登録した全員の方を対象とした全員説明会というのを6月末からきのうにかけての週末に、各地で行いました。原則としては、各療養所で行いまして、研修のほか、自治会による園内のご案内ということも含めて行っております。

それで、全国13園を5ブロックに分けまして、それで各ブロック調査班委員が責任者としてついております。そして、社專協の調査員の代表の方を各園設置しまして、それから、あと、各ブロックごとに社專協の代表の方についていただきまして、そういった各ブロック園ごとの委員、それから、社專協の方々との連携のもとに、各地の状況に応じた調査を進めていこうという形になっております。

それで、調査票を用いた調査というのを大体ことしの末までにすべて完了して、調査票が上がってき次第、分析にかけて、調査班としての報告をとりあえずまとめ、そして、それを検討会委員の皆様にご検討いただいて、その検討会の報告書の作成に生かしていただく、大体こういう段取りになっております。

もし何か具体的なことでご質問があれば、承りたいと思います。

【井上委員長】 調査マニュアルと調査票の見本をお配りしてあるので、そのことについてもうちょっと。

【松原委員】 調査に当たりまして、調査結果をまとめる調査票というものと、それから、調査に当たっての質問内容の項目の設定と、その解説、それから調査の事務的なシステム等を含めた調査マニュアルというものを作成して、それで調査員に配布する予定です。調査マニュアルは、説明会のときに配布いたしまして、調査票については、まだ暫定的な段階の見本として研修会で使用いたしまして、それで、現在、最終段階に入っているという状況です。

先日の検証会議で、幾つか新たな被害実態の検討課題というのが提起されましたので、そういうものも含めるという関係で、現在、最終段階ということになっております。

それで、非常に日程的に厳しい中で、こちらにいらっしゃる福岡先生をはじめ、社会調査の専門の先生方、それから、調査班委員で、相当ぎりぎりの日程で準備してまいりました。特に、6月末か7月最初の土日の全員説明会、これがあらかじめ日程が設定されていたということもありまして、本来でしたら、検討会の先生方に時間の余裕を持って内容を見ていただくべきところだったのですが、特に、6月の最後の28、29の土日が

説明会という日程が入っておりましたので、それに印刷を間に合わせるという関係で、皆様に十分ご検討いただく時間がなかったということは非常に残念に思っております。

それで、とりあえずこういった形で調査を行いまして、それで、データが上がってきて、その分析ということで、また、調査の班の中で議論していきますし、それから、検討会委員の先生方のご意見を伺う、そしてフィードバックする、そういう機会も調査班の責任者の井上先生は考えられておられると思います。

よろしいでしょうか、とりあえず。

【井上委員長】 実態調査の進行状況を報告していただきました。ご意見。はい、どうぞ。

【並里委員】 現場におります身としまして、このことには、多分どこでもだと思えますが、私どものところでも、例に漏れず、かなりびりびりしております。それで、皆さんのお力で随分順調には進んでいるほうだと私は思っておりますが、この内容のアンケートをずっとお待ちしていたんですが、私は、ここで、きのう、神戸の学会が、ハンセン病学会といいますのは日本に、よその国はほとんどないと思うんですが、日本にはこの学会があるということ自体も反映していると思いますが、そういうものが今、年に1回開かれているということ、やはりここにいらっしゃるどなたの先生方も多少なりとは関係のない方は1人もいらっしゃらないと思うんですね。そういうものに出席しております、いただけなかったわけなんですけれども、7月下旬から調査が始まるということで、どのぐらい時間があるのかわからないんですが、私たちはそういうものにはちょっと目を通しておきたいという希望を当初から持っておりました。そういう学会があるんだということを知っていただいたら、もうちょっと早くできたかなという気もするんですけど。タッチの差で間に合わなかったという気がいたします。それで、少しおくれたのかなという気がするんですけど。

【井上委員長】 先ほども言われましたけれども、とにかく時期が迫っていると。まあ、これは理由になりませんので、おくれましたことは私からおわび申し上げます。もっと早くお送りして、ご意見等、伺えるようにすべきだったと思いますが。

ほかにいかがでしょうか。

【松原委員】 ご指摘ありがとうございます。並里先生も、お医者様としてあの園にいらっしゃるので、どういうふうなことが行われるかということをしていろいろご心配かと思えますけれども、調査員の皆様にも伝えていきますし、私どもも一番留意しておりますのは、

聞き取りに協力してくださる在園の方のペースを第一に考える。在園の方々に、こちらが、例えば矢継ぎ早に質問を投げかけて、すごくプレッシャーをかけるとか、そういうことは一切しないようにしたい。実際、現場で面接することは非常に難しいところがあるのですけれども、もちろんこちらとしては、この検証会議で定められた被害実態調査の検討項目がありますので、それに基づいた調査票をつくっております、そうしますと、質問の数でいうと、そう少なくはないということになるわけですね。しかし、やはり当事者の方たちのご負担にならないようにということを非常に考えておりますので、例えば、具体的には、1回2時間の面接時間で2回と。非常に短い。それは、結局、例えばお昼と夕食の間の時間というのを考えますと、そういうふうになっていく。それから、調査員の方々は、事実上、手弁当でいらっしゃるようなことになりまして、本来ですと、5回でも6回でも足を運んでいただいて、時間をかけていただくのがよろしいかと思うんですけれども、今回は、とにかく前提として、非常に人数が多い調査であって、協力してくださる調査員の方々も、いろいろな制約があるという中でご協力いただけるということですので、原則は、そういうふう非常に限られた形になっているんですね。それは、今言ったような事情もありますし、それから、あと、在園の方もいろいろな方がいらっしゃいますよね。一般舎の方もおられれば、センターとか、病棟の方もおられる。今、協力者を募っていますけれども、病棟の方からも、調査に協力したいというお申し出をいただいております。そういう方々の場合には、やはり体力的な問題等がありますので、実際にお聞きできる時間は短いかもしれない。それでも、無理強いはいけませんので、極端な場合、例えば病棟の方でも調査に応じていただけるような、そういう形で進めていくということで、ほんとうにいろいろな制限された条件の中で実施しますので、すべてが理想どおりというわけにはとてもいかないんですけれども、我々が注意しているのは、とにかく在園の方々に心身の負担を大きくかけないということは気をつけてやっております。

【酒井委員】 十分にご配慮いただいているというのはほんとうに感謝申し上げますけど、もう一つ、非常に意義のある調査の結果を得るためには、例えば我々は、べったりくっついていて人間ですよ。それから、私どもじゃなくても、介護員さんとか、看護師さんなんかは、長い方なんかは、ほんとうによく知っているというか、ほんとうに見ていますので、アンケートの内容、みんな、先生方はご専門の立場で分析なさって、我々の及ばぬところがほんとうにいっぱいあるんだろうと思うんですけれども、反対に、アンケートの内容が、我々、べったりくっついていて人たちの中から、こういうものというのが出て

くる可能性は十分あると当初から思っておりましたので、そういうものを拾い上げてくださるのかなと反対に思っていたところもあるんですね。こういうものってポイントですよみたいなところがね。それが、ほんとうに、例えば1週間でも、不自由舎棟と一緒に生活してくださるとよくわかると思うんですけど。そういうご経験を皆さんがしてくださるといいなとかかえって思っているんですけども。それがおできにならなければ、そういうことを毎日している人間からというのも、反映できるんじゃないかと思ったものですからね。そういうディスカッションの場が少しは持てるのかなと当初思っていたものですから。

【井上委員長】 ありがとうございます。ほかの調査班の方、どうですか。

大変苦労されて、頭の毛が、白髪が増えたんじゃないかというぐらい最後やっていただいたので、何とかここまでこぎつけましたけど、どうですか。

【佐藤委員】 1つお教えいただきたいことがあります。実は、4月から5月に、香川県が大島青松園で構造化面接をした結果を本にまとめて、私、送っていただいて、目を通しましたら、大変立派なものをつくられているんですね。各自治体がそうやって行った調査結果はどこかで集めていらっしゃるのでしょうか。

【松原委員】 今、ご紹介いただいたのは『島に来て』という2巻本の聞き取りの本ですけれども、自治体以外に、研究者ですとか、ボランティア団体とか、いろんな方々が聞き取り調査をされていて、それは、もちろん1つの先行のデータとして、私ども把握しております。ただ、今回は、検証事業という形の調査であるということと、それから、後ほど、私立の園とか、退所者もしますけれども、とりあえず国立の園について申し上げますと、全国13園、同じフォーマットを使って、一斉に調査をすると。しかも、サンプリングですとか、そういう形ではなくて、皆様にお声がけをすると。病棟にいらっしゃる方も参加可能だという形ですということでは、異例な、先行調査にはない性格を持っていると思っております。

ですから、もちろん、これまでの調査、どんなことが行われていたかということも勉強していますし、そういったことも調査票をつくる段階で議論が出てきておりましたけれども、今回の調査では、検証事業という枠組みがまず第一にございますので、それを踏まえた形の設計になっております。

【佐藤委員】 ありがとうございます。そうしましたら、例えば、ちょっと勉強させていただきたいということで、どういった調査がこれまでありますかということは、お尋ねすればお教えいただくことが可能でございましょうか。

【松原委員】 こちらの福岡先生も、随分勉強していらっしゃるって、こちらのチームの中で、そういう先行研究は把握しておりますので。

【井上委員長】 ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。

【内田委員】 それでは、1点だけ、少しご報告というか、ご紹介をさせていただきたいと思います。この被害実態調査につきましては、マスコミが非常に関心を持っておられまして、既にマスコミのほうでも報道が一部なされたということで、今後報道がかなりなされるだろうということも予測されますので、きちんと記者会見して、この被害実態調査の意義とか、あるいは今後の具体的に、調査班で、こういうことを計画しておられるということをごきちんと国民に対して説明責任を果たす必要があるだろうということで、検証会議として、記者会見して、説明責任を果たすということを近々やろうということで今、検討中ということでございますので、その点ご了承いただければと思います。

【井上委員長】 というわけでして、調査マニュアル、調査票等、調査の内容についても、あまり広がって、波紋を広げないようにという、そういう配慮でやってきました。調査員の説明会も、特に園、それから自治会の方にもご遠慮いただいて、さらにマスコミについても、取材要請もありましたけれども、これもご遠慮いただいているわけです。

ということで、別途、今、副座長が言われましたような形で、記者会見等をして、改めて、国民の皆さんにも、ご協力を求めたいということでもあります。

では、次に、この実態調査につきましては、先ほどの調査員の、あるいは調査補助者について、守秘義務等の厳しい制約をつけさせていただいています。その1つとして、調査員説明会においていただく、そして、そこで了解していただければ、委嘱状をお渡しして、誓約書を書いていただくということで、誓約書を資料としておつけしました。8番目の資料ですね。かなり厳しい内容の誓約書をお出しいただくということになっています。座長名で出ていますので、これはごらんいただきたい。調査員、それから、調査補助者、両者ともにこういう形でとらせていただきます。

後で申し上げますが、改めて検証会議の委員の皆さん、検討会の委員の皆さん、検討会協力者、それから、検討会の委員協力者にも、改めて誓約書をお出しいただきたいと思えます。今さらとおっしゃるかもしれませんが、今申し上げましたような事情の中で、いろいろな点がありますので、お出しいただいて、それは、特に、調査員の方たちにこれだけの厳しい姿勢を求めるといいますと、やはり私たちも改めてこの事業の重要な点と、それから、この事業がとりわけ在園者の方、あるいは、元患者さん、退所された方、

家族の皆さんにも大きな影響を与えますし、そういう情報に私たちも接するわけですので、改めて厳しい姿勢をご確認いただきたいということでもあります。

資料の - 2として、「被害実態調査の実施等に当たっての確認事項」ということで、これを熟読し、かつ、これを了解した上で誓約書を出していただくということになっていきます。誓約書の中にも1個入れてありますが。改めて、これも、検討会委員の皆さんもお読みいただいて、ご確認いただきたいと思います。

在園者の調査で、今、お話ししましたが、関連して、次に準備を進めていますのは、退所された方の調査であります。これは、いろいろな問題がありまして、今、調査票等についても、これからつくっていくということではありますが、まず、どこにどなたがおいでになるかという、このことを把握するということがなかなか難しいところがあります。

そこで、厚労省のほうでご協力いただいて、退所された方に給与金について現況届けという手続を踏むわけですが、それが来月になりますけれども、当初は、そのご案内に合わせて文書を厚労省から出していただく。つまり、退所された方が調査に合意するという、実はそれ以前に、厚労省が給与金をお送りしている人たちの住所等を把握しているわけですが、その住所等を実態調査の目的のために調査班にお知らせしていかどうかを伺うという、前段の手続をきちっと踏んで作業を進めたいということで行ってまいりました。つまり、住所氏名等、厚労省が把握しているのは、給与金の給付という、そのための目的でありますから、調査班に情報を流すということは、目的外使用ということになって、本来許されないことですので、そのことの合意をいただくという作業から始めさせていただくと。その上で知らせていいよということになれば、こちらから改めて調査班からご案内をして、調査の協力をお願いをする、こういう手続をとらせていただく。その準備を進めています。これもまた、調査票等の作成段階、基本的には現在の在園者の調査をベースにするわけですが、事情がいろいろありますので、検討しながら作成をしていくということになりますので、改めてそれも、できるだけ皆さんとご相談しながら進めさせていただきたいと思います。これは、口頭による報告ということです。実際、文書については、今、作成中でありまして、今月半ばに、退所された方にお送りするという準備を進めていますので、ご了承いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、次に、2002年度報告書、これは皆さん、お持ちいただきたいというご案内をしましたが、お手元にありますね。これも、さっきから佐藤さんにもいろいろご指摘いた

だいていますが、中身についても、今まで議論もできなかったわけで、ただ、前回、お2人の方からご報告をいただいて、少し議論を始めたところです。きょうは、これについて、実は、先ほどの検証会議のほうの起草委員会の中でも議論が始まっています、そこで、検討課題及び検討の報告書についてもいろいろご意見が出ているところです。それをきょうはお出しして、皆さんにもどんな議論がされているかということで、思っていたんですが、まだ、十分検証会議のほうでも煮詰まっていないということです、きょうは、それは、次回まわしにさせていただいて、この報告の中で、各委員の検討状況と合わせてということで、きょうお1人、訓覇さんから、検討課題についてお考えを報告していただいて、少し議論をしていただきたいと。これは宗教界の責任問題についてということです。

それから、並里さんから、同様に、ご報告いただいて、議論して、ということでよろしいですか。

【並里委員】 先ほどの件についてですか。

【井上委員長】 先ほどの件です。

【並里委員】 ちょっとご協力、ご依頼という感じになりますけど。

【井上委員長】 では、最初に訓覇さんからお願いできますか。

【訓覇委員】 私の場合、委嘱されたのが、昨年度の2月16日ですか、したがって、2002年度のこの報告書の中には当然ご報告させてもらっておりませんし、また、昨年度、12月9日付で確認された検討会検討事項、ここで、それぞれの課題分担がなされているんですけども、そこの中での私が委嘱される以前のことでしたので、私が担当させていただくことになる課題についての位置づけがこの時点ではまだなされていなかったということがありまして、報告というほどのことでもないんですが、これがまた2003年度のこういう一覧表をつくれるのかどうかもちょっとわからないんですけども、この2002年度の確認されたところに当てはめていけば、どういう形で当てはまっているのかなということを少しまとめたのが、きょうお配りさせていただいたこの検討課題というものです。

それで、一応配らせていただいたものを一通りざっと目を通していただくことで報告させていただきますと思います。

まず、基本的に、私に与えられました課題は、この検討会の検討事項というもののほかに、もう一つ、検証事業における検討課題というベーシックなもの、ベースになるものが、

この報告書についておりますけれども、まず、これの35ページのハンセン病問題に関する検証事業における検討課題というところにまず照らしたときには、私が基本的に課題としていくことを「基本課題」とさせてもらっていますが、第8課題、我が国の隔離政策の存続をもたらした諸要因を解明する。そこのところの?隔離政策の存続をもたらした要因としての宗教の責任に関する解明と。そして、そのことと関連する課題として、私の中での関連する課題として、そこの?の「療養所処遇改善策」の功罪に関する分析、それから、?らい予防協会と藤楓協会の役割、そのあたりが課題として関連してくるのではないのかと思っております。

そして、あと、検討会の中のお名前が入っておりますほう、その後、39ページから資料9ということで報告書には収載されておりますが、そこに照らしたときに、まず、各論的調査研究事項の二、ハンセン病に対する偏見差別が作出・助長されてきた実態の解明、無らい県運動、マスコミの役割等の中に、これは、ここの中には までしか、マスメディアと文壇のハンセン病観というところまでしか位置づけられておりませんが、そこに、もう一つ、無らい県運動等の推進に宗教教団が果たした役割と、これは一応仮名ですけれども、という1項をつけ加えて、こういうマスメディアと文壇という、そういうものと並列させるような形で宗教教団が無らい県運動等の推進に果たした役割ということを解明していきたいと思っております。

同じく、三のところ、ハンセン病強制隔離収容政策による被害の全体像の解明の1、療養所内の被害の実態の中に、療養所内における宗教活動、信仰生活の実態というのを番として位置づけていただける。8項目並んでおりますが、その9番目の項目として、こういう宗教にかかわる課題を1項つけ加えていただいて、それを担当させていただけないかと思っております。

それから、同じく、これは既に位置づけられておりますが、五のハンセン病強制隔離収容政策に果たした関係学会、各界の役割と責任の解明のところの関係学会の役割と責任のうち、宗教界の責任ということについて、担当させていただきたい。

この3つが、もし名前を入れていただけるとするならば、そこに名前を入れていただく、あるいは項目を、この2項目については、つけ加えていただいた上で、担当させていただきたいと思っております。

視点として、宗教ということを検証会議の大きな1つの課題として私は位置づけていただきたいと思うんですけれども、これは、宗教にかかわる被害ということに関しても、国

賠償訴訟の中で明らかに、ある意味で課題として、あの判決以降、残っているものということの1つに、宗教というものがどのように、特に入所者に対して、いわゆる被害を与えてきたのかというところの課題ということは、まだ解明が不十分であろうと思います。

そういう意味で、それは、国家のハンセン病政策の、特に、これは言い過ぎの表現になるかもしれませんが、入所している人にらい予防法が存在していることに対する需要を説いてきた。隔離されていることを受け入れていく、そういうような作用を宗教教団がいわゆる慰問布教という形でしてきた。したがって、宗教というのは、入所者の方に見たら、被害という形では表現されにくい問題かもしれないけれども、逆に、よく言われる言葉で言うならば、おかしなことをおかしいというふうに気づく、そういうようなことをかすめとってくる役割を宗教がしてきたのではないのか。そういう意味で、それは、大きな国家政策を補完する役割を宗教教団が果たしてきたと言えるというふうに位置づけておきます。

そのあたりを、さまざまな形で多くの宗教教団が入っておりますから、すべてを網羅することはできませんが、特徴的な幾つかの園の中で、大きな役割を果たした幾つかの宗教教団のしてきたことについて解明していきたいと思っております。

それが視点の1の1、2あたりのところなんですけど、それと、1つ、宗教、宗教教団が入園者に果たしてきた役割というのは、皇室が果たしてきた役割と非常にリンクさせて考えることができると思います。特に、私が所属しております大谷派、本願寺教団というのは、完全に、西本願寺のほうは、大正の貞明皇后との強い親戚関係を持っておりますし、東本願寺の場合にも、昭和天皇の皇后と非常に強い関係を持っております。現在、東本願寺の門宗は、今の天皇のいここにあたります。

そういうことで、皇室が果たしてきた役割と非常にリンクした役割を、特に本願寺教団は療養所の中で果たしてきた。そういうようなことを宗教教団からの視点として、もちろんそこからなるんですけども、これは、切り離して考えることができない。そのあたりを解明していきたいと思っております。

それから、入所者に対してだけではなくて、その宗教教団がそういうハンセン病問題に対していろんな発信を、教団内も含めた社会に対して行っております。特に、旧法ができたときには、全寺院にこのチラシを、小ポスターを配布したりして、隔離政策推進に協力するような呼びかけをしております。社会に対して宗教教団が発信してきた、そういうような実態、これも1つ解明しておかなければならないと思っております。

それから、5番目は、私立の療養所、これは、宗教教団が運営している療養所がほとんどというか、すべてと言っていいんですけども、私立の療養所の中での宗教の影響と国立療養所における宗教の影響。国立と言いながら、すべての療養所には宗教施設が存在しているわけで、ほとんどの方がどこかの宗教団体に登録されているという状況があります。そういうところの差異についてはっきりさせられないかと思っております。

それから、2つ目の大きな視点として、らい予防法新法制定時において宗教者は一体何をしてきたのか。そういうことがかなり大きな課題だと思っております。らい予防法制定時における教団、宗教者の態度、それから、らい予防法闘争、国賠訴訟と宗教との関係。これは、どこの療養所でも聞く言葉なんですけど、特に宗教に熱心にされている、特に私たちの真宗の会の人たちの多くは、信仰に熱心にされるということと予防法闘争や国賠訴訟というものに一生懸命になられるということが背反していくような現状をよくお聞きしております。そういう意味で、そういう闘争と宗教との関係というものがどういうものであるのか、このことも1つはっきりしていかなければならないと思っております。

それから、ほかの部落差別問題等、他の人権問題への取り組みということを推進してきたにもかかわらず、ハンセン病問題に対しては、ほとんど関心を持ってこなかった。それはどうしてなのか。それは、そういうようなハンセン病問題に目がいかないような部落差別問題などへの取り組みをしてきたということなのか。そのあたり、他の人権問題とハンセン病問題との関係、そのあたりも1つ視野に入れていきたいと思えます。

それから、もう一つ、これはどこまでいけるかわかりませんが、小笠原登の業績。これは、小笠原登は、僧侶であったということがあります。特に、本願寺の私どもの真宗大谷派の僧侶だったんですけども、小笠原登の業績についての宗教的視点からの検証。これは、ここまで踏み込めれば踏み込んでみたいと。

そして、これは共通の課題ですけども、再発防止に向けて、宗教教団、宗教者の所為を検証してくるところから、どういうことが見えるのか。この4つの視点から、上の、今、最初に挙げました検討課題について、調査研究してみたいと思っております。

具体的には、現存している資料をきちんと読み込んでいくということですが、もう一つは、これは、宗教の問題ということですので、できるだけ、特に宗教ということに熱心にかかわっておられた方を中心とした聞き取り調査を行って、そして、個々人の中で、宗教というものがどういうものであったのか。1つ表現し忘れましたが、療養所の中で信仰の自由というものが確保されていたのかどうかということも大きな課題なんですけど、そうい

うことも含めて、半分は、生の声を聞き取ることから浮かび上がらせていきたい。もう半分は、教団内の資料、あるいは療養所に残る資料から宗教というものが療養所の中でどのような役割を果たしてきたのかを解明したい。書いていることをただと読んでいただけなんですけれども、そういうところから、1つ、私自身の検討会での課題を確かめていきたいと思っております。

【井上委員長】 どうもありがとうございます。

会場は、ここは3時までですよ。3時になったら移動しますよね。移動した先は、こういう形でやれますか。

【事務局（加納）】 普通の会議室です。

【井上委員長】 普通の会議室ですね。グループにと言ったんだけど、グループに分かれられそうもないので、全体で議論をまた続けるかなと思うんですけどね。それはできますね。

ということで、ここは3時までということですので、今の問題提起ということで、中身については後で議論していただくとして、確認をさせていただきたい点は、訓覇さんの検討事項に照らしてという真ん中のところで、1の問題については、2ですね、ハンセン病問題に関する検証事業における検討課題、報告書の35ページと、ここと、この次か。その次の39ページですね。こちらの割り振りがありますが、ここの項目でおっしゃられていて、二に として、無らい県運動等の推進に宗教教団が果たした役割をつけ加えて、それを担当させていただきたいということです。

それから、三に 、療養所内における宗教活動、信仰生活の実態というのを加えて検討させていただきたい。

それから、同じく五。五は、これ、六ですね。同じく五ハンセン病とありますけれども。

【訓覇委員】 ごめんなさい。六ですね。

【井上委員長】 そうですね。41ページの6番目のところに、宗教界の責任について担当させていただきたい。これは、一応、宗教界というので入っていますので、これは再度確認していただいたということで、この点は、一応課題設定につきましては、検討会で議論もし、検証会議でもそれで承認ということですから、改めてこれは、手続からいうと、加えていくという、検証会議でも承認いただかなければなりません、検討会としては、今のご提案といいましょうか、これはよろしいでしょうか。

では、ぜひ解明していただきたいということで、やっていただきたいと思います。

それでは、議論は後で、別室でまたやらせていただくとして、並里さんのほうで。

【並里委員】 手短かに申し上げます。ふだんから私が担当しておりますのは、医学・医療なんですけれども、ハンセン病の医療だけじゃなくて、患者さんのみならず、医療も、医学も、隔離されたということをお願いしておりますけれども、そのような結果で、ハンセン病療養所、ハンセン病学会も存在して、政策的に、ハンセン病の医療と医学が社会から切り離されるということになってしまいました結果、ハンセン病はここに任せておくべき疾患というイメージがとてつ広がり広がったと思います。

同時に、ハンセン病を専門とするあらゆる機関、先ほどの療養所とか、センターとか、いろんなものなんですけれども、そこは専門家がいて、専門的なことをしているんだろうという、だれもがそのように思い込んでしまうということが今の状態だと思うんですけれども、中には立派な方々もいらしたことも私は存じておりますけれども、検証会議・検討会をするに当たりまして、あらゆる既成概念をめぐり去らなければいけないと私は思っております。療養所につきましては、前回の報告にも出させていただきましたが、あと、ハンセン病センターと国際医療センター、もしくは、ここに皮膚科学会も入れなきゃならないのかもしれないんですけれども、ハンセン病を扱うという専門の機関が一応あるという形になっていたものですから、非常に孤立してしまっていますので、それを客観的に評価したりとか、専門家と言ってもいいんですけれども、非常に少なくなりました。それで、例えば皮膚科だったら、皮膚科の専門医制度というのがあるんですけれども、そういう専門医制度もないものですから、ご自分が専門家だということ、そういうふうになってしまうとか、20年勤めていたら、その専門家という形にどうしても見られてしまうという傾向があって、そこでも、先ほど言ったような、既成概念を取り払わないといけないと思っております。

先ほど、いろいろな施設を申し上げましたけれども、療養所とクリニックは、既に前回の希望で出しておりますが、あと、医療センター、ハンセン病研究センターに国際医療センターですね、そこら辺が、我々の研究とか臨床とかというものに直接かかわってくる組織でして、そこら辺の組織までほんとうは調べないといけないんじゃないかと、どうしても及んでしまうということをつくづく感じております。

データといいますものは、私自身の仕事かと思っておりますけれども、そこでの組織のあり方というものが、それもまたとても閉ざされているという印象を、中におります我々は持っております。そういう組織のあり方とか形態のつくり方みたいなものも、どうし

てこういうふうになっているというのが、解明といいますか、そのところにメスを入れないといけないんじゃないかということをつくづくと思っております。

そうなりますと、医療だけの分野というよりも、そういうものの組織、形態、何ていうんでしょう、運営でしょうか、そういう組織間の、そういうものにどうやったらメスが入られるのか、いろいろなご意見があると思いますけれども、そういうことも必要なんだということをごここで申し上げたいです。

医療だけの分野では締めくくられないということになってくると思います。

【井上委員長】 ありがとうございます。医療といっても、組織自体。そうすると、やっぱり政策や制度の問題になりますけれども、そちらでも議論が必要だということですね。

ということで、あと、議論は、場所を移してさせていただいて、最後に、一言、皆さんにお願いがあります。先ほどもちょっと申し上げました。事業が拡大して、特に実態調査等、広がってきますと、いろいろな面で情報が外部に漏れたりということもあり得るわけでありまして。そこで、情報の利用についてというあの文章を改めて読んでいただきたいんですが、それぞれ、皆さんにかなり厳しい守秘義務及び情報の利用についての制約が課せられていますので、そこは、ご認識いただきたい。特に、これからマスコミの攻勢もますます強まると思いますし、皆さんが、論文等、あるいは講演、あるいはマスコミの取材に応じるようなときに、それぞれ、いろいろなご意見がございましょうが、検討会、検証会議という組織の意見等と個人の意見ということは、はっきりと分けていただく。しかも、とりわけマスコミ等については、それがはっきり伝わって、記事として誤解のないように書いてもらう、そういうことまでぜひしていただきたいと思っております。既に幾つかトラブルも起きていますので、改めてお立場を考えて、ご発言、行動をしていただきたいということで、お願いします。あとでまた誓約書等も改めていただくことにしますので、よろしくお願いします。

それから、後からお配りしました被害実態の調査員名簿、調査補助者名簿は、検討会で承認いただいて、検証会議に報告をして、検証会議で承認していただくということでしたが、調査員名簿のほうは、手順が前後になりまして、検証会議のほうで既に承認をいただいているということで、また手順が逆になりまして申しわけありませんでしたが、ご承認いただきたいと思っております。既にこれで説明会等で動き出しております。

それから、補助者につきましては、これは今回検討会で初めてお出しする。検証会議のほうでは、一応名簿ではなくて、ご説明をしてきましたが、きょうご承認いただいて、2

4日の準備会で検証会議のほうでは承認というか、いただいて、正式には9月にということになると思います。

それから、なお、各地で調査員について登録漏れというのがありまして、数は多くありませんが、その数の少ないところでいいますと、各地の療養所の事務局員の中で、調査に参加する、あるいは情報について接触するような方もいらっしゃるので、その方たちには、調査員として誓約をし、こちらから委嘱をするという手続をとらせていただきたい。これは数は多くありません。ので、ここでそういうご了解をいただいて、具体的な名前については、24日の検証会議の準備会には出して、さらに9月にまたここで正式にお諮りしたいと思います。

それで、いろいろな点で手続が逆になったり、事後承認ということになったりして、まことに申しわけありませんが、ご事情を理解していただいて、ご理解、ご承認いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それから、もう一つ。沖縄のほうで、先ほど登録漏れはあんまり数が多くないと申し上げましたが、31名の方が、漏れたというよりは、第1陣、第2陣というような発想で考えていただいて、それで、改めて説明会もさせていただいてということで、31名、あるいはそこから8名の方を……。登録は31ですよね、今のところ。これをさせていただくということで、これも検証会議の準備会には間に合うようにメールをお出ししますが、きょうは、検討会には間に合いませんので、そのことも含めて、まことに申しわけないんですが、ご了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、場所を案内してください。

【事務局(加納)】 すいません。では、本日の検討会は一応これで終了させていただきます。

今後のスケジュールですが、9月16日に検証会議と検討会の合同会議を予定しておりますので、ちょっとまだ時間が、午後1時から5時までおとりいただきたいということで、まだ細かいスケジュールは決まっておりませんが、ご予定いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【並里委員】 それが17日に重なるんですか。

【事務局(加納)】 17が検証会議のほうになります。

